

## ■ 平成 20 年度下半期 町の財政状況報告(平成 21 年 3 月 31 日現在)

町では、皆様に納めていただいた税金や町に配分された国・県支出金等がどのような使われ方をしているか、正しく理解していただくために、年2回(6月・12月号広報壬生に掲載)、財政状況を公表しています。

今回は、平成 20 年度下半期までの収入・支出状況等についてお知らせします。

なお、今回公表するものは、平成 21 年 3 月末までのものであり、決算額ではありません。これは、3 月末までに確定した債権債務について整理を行うために 4 月 1 日から 5 月 31 日までの 2 ヶ月間を出納整理期間とすることが認められているためです。

### 《一般会計の概要について》

平成 20 年度一般会計の当初予算額は、**112 億 8 千万円**でしたが、平成 19 年度からの繰越額及び 3 回の補正予算の実施により、当初に比べ、**6.0% 増の 119 億 5,940 万 2 千円**の現計予算額となっています。

平成 21 年 3 月 31 日現在の収入済額は、**98 億 8,385 万 4 千円**で、予算額の **82.6%**になります。また支出済額は**97 億 1,147 万 3 千円**で、予算額の **81.2%**となっています。科目別の状況については別表のとおりです。

## ■ 【早わかり財政用語】

町の予算についてご理解いただくために、基本的な用語について説明いたします。

### ○ 予算

町の業務は 4 月から翌年 3 月までの 1 年間をサイクルとしています。その中で、町が 1 年間で使えるお金に対して、何にどれだけのお金を活用する予定かを示した計画のことを「予算」といいます。

また予算は、「町の行政がどのような形で行われているかを具体的に表現したものであり、皆様に情報を提供し、皆様が納められた税金が、どのように使われ、効果がどのように皆様に還元されるかを判断する」という意味からも重要な役割を持つものといえます。

## ○一般会計

町の基本的な財政運営に必要な経費を計上した会計のことで、町の会計の中心をなすものです。

その意味では、町の存立の目的を達成するために必要な経費を経理するための会計ということができます。例えば、議会費、総務費、民生費、教育費等が一般会計に計上されます。

このほかに、特定の事業を行うために設けられた会計を「特別会計」といい、壬生町では、国民健康保険特別会計、公共下水道事業特別会計、介護保険事業特別会計などがあります。

## ○歳入

1年間に町に入るすべての収入のことを言います。これが年間に町が活用することのできるお金となります。つまり、歳入の金額によって歳出の額が決まってくるわけです。

### ●町税とは

税金にはその性質や内容により、国、県、市町村それぞれに対して納められるものがあり、その中で町に納められるものを「町税」といいます。主なものとしては、町内に住所のある皆様に納めていただく町民税や、町内に資産をお持ちの方に納めていただく固定資産税などがあります。

### ●地方特例交付金とは

恒久的な減税の実施に伴う地方税の減収額を補てんするために交付される「減税補てん特例交付金」および児童手当制度拡充に伴う地方の負担増に対応するために交付される「児童手当特例交付金」からなります。

### ●地方交付税とは

国に納められた一部の税金から一定の割合で、地方公共団体が等しく事務を遂行できるよう、国から町へ配分される税のことをいいます。これにより、全国どこに住んでいてもバランスよく、公平な公共サービスが受けられるようになっています。

地方公共団体間には、地域による経済力の格差等があるため、地方交付税によって地域間に租税負担と公共サービス水準の著しい格差が発生しないように、調整しているのです。

## ●国庫支出金とは

町が行う公共サービスに必要なお金の一部あるいは全部について、国から町に支払われるお金のことです。

また、国庫支出金とは、一般に「国が特定の事務事業に対し、国家的見地から公益性があると認め、その事業実施に資するため、相当の反対給付を受けないで交付する給付金である」と定義されています。

## ●町債とは

町の長期にわたる借入金のことです。道路や橋、または学校などのように長期にわたって利用される施設の建設に必要な資金について、財政的負担の軽減と、世代間の負担の公平を図るという観点から、町債という形でお金を調達して対応しています。

## ●一般財源とは

歳入のうち、町税や地方交付税などのように使い道が特定されず、どのような経費にも活用することのできるお金のことをいいます。

地方公共団体が自主的判断のもとに、地域の実情に応じた政策を実施していくためには、使い道が特定されていない一般財源ができるだけ多く確保されることが望ましいといえます。

## ●特定財源とは

一般財源とは反対に、歳入のうち、国庫支出金や町債のように使い道が特定されているお金のことをいいます。

## ●自主財源とは

町税や使用料などのように、町が自主的に集めることのできるお金のことをいいます。歳入全体に占める自主財源の割合が高いほど、町としては望ましい姿であり、町が行う公共サービスに自主性と安定性が確保されているといえます。

## ●依存財源とは

地方交付税、国庫支出金や町債のように、国の決定や許可により交付されたり割り当てられたりして入ってくるお金のことをいいます。

## ○歳出

町の一年間におけるすべての支出のことを言います。

町では、このお金で様々な事業を行うことによって歳出の額が決まってくるわけです。

### ●総務費

全般的な管理事務、企画調整事務、徴税事務、本庁舎の維持管理等に要する経費が計上されています。

### ●民生費

障がい者や高齢者に対する福祉の充実、子育て環境づくりの推進などに要する経費が計上されています。

### ●衛生費

生活環境の保全、健康の増進、ゴミ・し尿処理などに要する経費が計上されています。

### ●農林水産業費

農業の振興に要する経費、生産基盤の整備に要する経費などが計上されています。

### ●商工費

中小企業の振興及び観光の振興などに要する経費が計上されています。

### ●土木費

道路、橋梁、公園などの整備及び維持管理などに要する経費が計上されています。

### ●教育費

小中学校の教育の充実、生涯学習の推進、文化・スポーツの振興などに要する経費が計上されています。

- 公債費**

町債の償還元金と利息が計上されています。

- 義務的経費とは**

町の歳出のうち、職員の人件費、町債の返済に充てるための公債費など町が行政活動を行っていくために不可欠な経費や法律などにより町に支出が義務づけられ、任意に削減できないお金のことをいいます。

- 投資的経費とは**

町の歳出のうち、道路や橋、または学校の建設などのように、その支出の効果が資本形成に向けられ、施設等が町民の財産として将来に残るものに支出されるお金のことをいいます。

## ■ 一般会計歳入・歳出の状況報告

### ○歳入

(単位:千円・%)

科目		当初予算額	予算現額	収入済額	対予算比
1.	町税	5,034,041	4,990,141	4,759,544	95.4
2.	地方譲与税	180,000	180,000	134,409	74.7
3.	利子割交付金	20,000	20,000	22,069	110.3
4.	配当割交付金	15,000	5,000	7,025	140.5
5.	株式等譲渡所得割交付金	10,000	3,000	4,072	135.7
6.	地方消費税交付金	340,000	320,000	340,471	106.4
7.	ゴルフ場利用税交付金	35,000	33,000	34,002	103.0
8.	自動車取得税交付金	100,000	100,000	98,391	98.4
9.	地方特例交付金	50,000	69,091	69,091	100.0
10.	地方交付税	1,580,000	1,777,168	1,853,450	104.3
11.	交通安全対策特別交付金	8,000	7,000	7,909	113.0
12.	分担金及び負担金	165,041	165,041	147,982	89.7
13.	使用料及び手数料	283,333	272,882	261,120	95.7
14.	国庫支出金	1,048,277	1,804,845	540,552	30.0
15.	県支出金	637,271	630,703	546,387	86.6
16.	財産収入	16,913	21,862	21,764	99.6

17.	寄附金	3	993	994	100.1
18.	繰入金	353,583	259,149	259,147	100.0
19.	繰越金	300,000	405,799	467,262	115.1
20.	諸収入	225,138	281,028	235,213	83.7
21.	町債	878,400	612,700	73,000	11.9
合計		11,280,000	11,959,402	9,883,584	82.6

○歳出

科目		当初予算額	予算現額	支出済額	対予算比
1.	議会費	124,380	124,542	123,344	99.0
2.	総務費	1,211,322	2,030,985	1,282,323	63.1
3.	民生費	2,908,964	3,035,175	2,807,671	92.5
4.	衛生費	1,008,910	1,008,578	840,185	84.0
5.	労働費	7,635	106	103	97.2
6.	農林水産業費	403,886	399,145	369,665	92.6
7.	商工費	318,585	330,427	320,235	96.9
8.	土木費	2,492,869	2,260,640	1,463,096	64.7
9.	消防費	654,160	642,181	596,588	92.9
10.	教育費	1,174,931	1,172,042	975,967	83.3
11.	災害復旧費	11,502	11,502	221	1.9
12.	公債費	942,853	932,076	932,075	100.0
13.	諸支出金	3	3	0	0.0
14.	予備費	20,000	20,000	0	0.0
合計		11,280,000	11,959,402	9,711,473	81.2

## ■ 特別会計 歳入・歳出の状況報告

### ○国民健康保険特別会計

予算額	43億4,430万2千円
収入済額	40億957万6千円
支出済額	39億206万7千円

### ○公共下水道事業特別会計

予算額	20億6,695万4千円
収入済額	16億2,053万6千円
支出済額	19億3,286万7千円

※収支の不足額は一般会計資金を運用。

### ○奨学資金特別会計

予算額	161万3千円
収入済額	133万2千円
支出済額	69万8千円

### ○老人保健事業特別会計

予算額	3億6,279万6千円
収入済額	3億6,320万8千円
支出済額	3億4,447万5千円

### ○介護保険事業特別会計

予算額	17億4,244万9千円
収入済額	16億9,639万7千円
支出済額	15億5,913万7千円

### ○農業集落排水事業特別会計

予算額	7億1,889万7千円
収入済額	3億4,738万3千円
支出済額	6億1,759万3千円

※収支の不足額は、一般会計資金を運用



○後期高齢者医療特別会計

予算額	2億5,034万円
収入済額	2億5,385万9千円
支出済額	2億4,417万3千円

※収支の不足額は、一般会計資金を運用

○水道事業会計

【収益的収支】

予算額	4億8,393万5千円
事業収益	5億7,129万9千円
事業費用	4億7,031万円

【資本的収支】

予算額	4億8,686万3千円
資本的収入	2億670万8千円
資本的支出	4億7,67万8千円

※資本的収支の収入額が支出額に対して不足する額は、損益勘定留保資金等で補てんしました。

## ■ 税の負担状況、地方債現在高

### ○税の負担状況(単位:円)

主な税	町民税	固定資産税	軽自動車税	町たばこ税	都市計画税	全体
1人当たり	52,232	54,862	1,442	5,579	6,112	120,227
1世帯当たり	145,904	153,251	4,027	15,584	17,075	335,841

※3月末現在の住基人口 39,795 人・世帯数 13,761 世帯

### ○地方債現在高

#### 一般会計

一般公共事業債	2,590万5千円
臨時地方道整備事業債	13億1,539万3千円
学校教育施設整備事業債	2億5,457万1千円
一般廃棄物処理事業債	10億2,476万4千円
財源対策債	4億9,177万1千円
減税補てん債	5億1,942万2千円
臨時税収補てん債	5,713万2千円
臨時財政対策債	20億4,857万6千円
その他	9,977万3千円
合計	61億127万8千円

### 公共下水道事業特別会計

下水道事業債	71億8,294万8千円
--------	--------------

### 農業集落排水事業特別会計

農業集落排水事業債	29億6,169万5千円
-----------	--------------

### 水道事業会計

水道事業債	23億456万8千円
-------	------------